

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年9月24日(2021.9.24)

【公開番号】特開2021-9427(P2021-9427A)

【公開日】令和3年1月28日(2021.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2021-004

【出願番号】特願2019-121332(P2019-121332)

【国際特許分類】

G 06 F 16/9035 (2019.01)

G 06 F 16/907 (2019.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 06 F 16/58 (2019.01)

【F I】

G 06 F 16/9035

G 06 F 16/907

G 06 Q 50/10

G 06 F 16/58

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月13日(2021.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

本態様によれば、ユーザごとに嗜好を分析したり、統計的な処理によって複数のユーザの嗜好傾向を分析したり、嗜好の類似性などの観点から複数のユーザを分類したり、など多面的な情報活用が可能である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

画像ストレージ26に保存される画像は、デジタルカメラあるいはスマートフォンなどの撮影装置を用いて撮影されたデジタル写真であってもよいし、アナログ写真をデジタルデータに変換した画像であってもよい。画像ストレージ26に保存される画像のファイルには、画像に関する付帯情報が含まれていてもよい。また、画像ストレージ26に保存される画像は、動画であってもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

通信部32は、電気通信回線70と接続するための通信インターフェースである。演算処理部34は、例えば、CPU(Central Processing Unit)を含んで構成される。演算処理部34は、画像情報取得部40と、画像解析部42と、付帯情報解析部44と、ニュ

ース検索部 4 6 と、ニュース情報取得部 4 8 と、嗜好推定部 5 0 と、を含む。演算処理部 3 4 は、記憶装置 3 5 の記憶領域を利用して各種の処理を行う。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 3】

画像情報取得部 4 0 は、画像及び付帯情報のデータを取り込むためのインターフェースを含む。画像情報取得部 4 0 は、外部又は装置内の他の信号処理部から画像及び付帯情報のデータを取り込むデータ入力端子を含んで構成されてよい。画像情報取得部 4 0 は、通信部3 2と一体的に構成されてもよい。画像情報取得部 4 0 は、通信部3 2を介して画像保存サーバ 2 0 から画像及び付帯情報を取得する。画像情報取得部 4 0 は、ユーザ端末 7 2 あるいは店頭端末 7 4 から画像及び付帯情報を取得してもよい。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 8】

ニュース情報取得部 4 8 は、ニュースサイト NS が配信したニュースの内容を表すニュース情報を取得する。ニュース情報取得部 4 8 は、ニュースサイト NS からニュース記事のデータを取り込むためのインターフェースを含む。ニュース情報取得部 4 8 は、外部又は装置内の他の信号処理部から画像及び付帯情報のデータを取り込むデータ入力端子を含んで構成されてよい。ニュース情報取得部 4 8 は、通信部3 2と一体的に構成されてもよい。ニュース情報取得部 4 8 は、通信部3 2を介してニュースサイト NS から情報を収集する。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 0】

嗜好推定部 5 0 は、推定されたユーザの嗜好に関連する情報を生成する関連情報生成部5 1をさらに備える。嗜好に関連する情報は、例えば、嗜好に関連する商品あるいはサービスを提案するレコメンド情報を含む。本例における関連情報生成部 5 1 は、ユーザの嗜好に関連してユーザに対して推奨するお薦めの商品あるいはサービスの情報を知らせるレコメンド情報を生成する。嗜好推定部 5 0 によって生成されたレコメンド情報は通信部 3 2 を介してユーザ端末 7 2 等に提供される。嗜好推定部 5 0 は本開示における「推定部」の一例である。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 0 3】

《レコメンド情報の提供に関する例》

情報処理装置 3 0 は、推定したユーザの嗜好に関連のある商品及び / 又はサービスを特定し、その商品及び / 又はサービスをユーザにレコメンドする。レコメンドする時期は、画像の枚数が多かった撮影日から一定期間（例えば、1年間）とする。一定期間経過後は

レコメンドを終了させてもよい。提案する商品及び／又はサービスの種類によってレコメンドする時期を適宜調整することが好ましい。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 2 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 2 2】

例えば、大事さの程度が大きいほど、そのオブジェクトに関するレコメンドの頻度を高くする。大事さの程度が大きいほど、より遠くの地方で行われるイベントであってもレコメンドする。大事さの程度が大きいほど、より高価な商品及び／又はサービスについてレコメンドする、等の異ならせ方が考えられる。